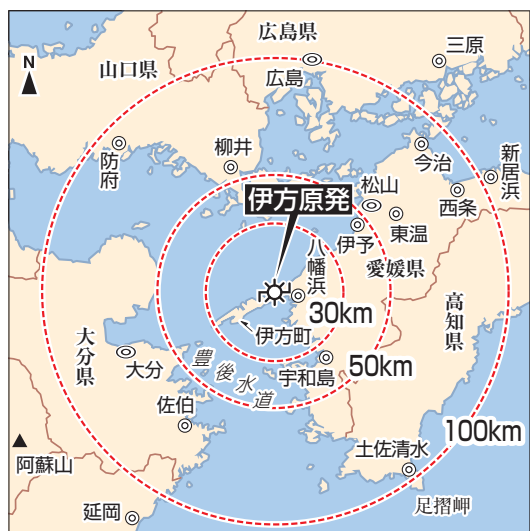


伊方3号運転容認

松山地裁 請求棄却



松山地裁が四国電力伊方原発の運転差し止めを認めず「不当判決」などと訴える原告関係者
18日午後、松山市一番町3丁目



四国電力伊方原発3号機（伊方町）で大量の放射性物質放出事故が起きれば生命や生活が侵害されるとして住民らが運転差し止めを求めた訴訟の判決が18日、松山地裁であり、菊池浩也裁判長は、原告側請求を棄却した。2011年3月の東京電力福島第1原発事故後の伊方原発を巡る集団訴訟ではこれまで、大分、広島の高地裁判決が四電の地震・火山対策や国の審査の妥当性を認め「生命や身体を侵害する具体的危険が生じるといえない」として同様に請求を退けており、運転容認の判断は3例目。

松山地裁では原告側が11年12月に提訴し、地震や噴火の想定をめぐり、避難計画などを争点に、40回の口頭弁論を経て24年6月に結審した。原告側は、巨大地震を引き起こす危険性がある原発の中央構造線断層帯について、四電が実施した地下構造調査は不十分で、耐震設計の目安となる基準地震動は過小と主張。佐田岬半島は災害時に陸路の避難ルートが限られており、避難計画には実効性がないと指摘していた。追加提訴を含めた原告は計1502人（故人含む）。

四電側は、福島事故後に設置された原子力規制委員会が決定した新規制基準に基づき、地震や津波、火山などへの対策を講じており、原子炉冷却に必要な電源の多様化や強化を進めてきたと説明。放射性物質が外部に大量に放出される具体的な危険性はないと反論していた。

判決前に暫定的な運転差し止めを求める仮処分については、地裁が17年7月に却下し、高松高裁も地裁の判断を支持し原告側の抗告を棄却していた。伊方原発を巡る同様の集団訴訟では24年3月の大分地裁と今月5日の広島地裁の両判決が請求を棄却し、いずれも原告側が控訴。山口地裁岩国支部の審理は続いている。

月額
¥1,980



愛媛新聞 ONLINE 有料ニュースサービス

デジタルプラン

「きょうの愛媛」はデジタルで

記事を実タイム配信

独自コンテンツが充実 ●スポーツ速報 ●受験情報 ●子育て応援

アプリ全面リニューアル

愛媛新聞社デジタル報道部
E-mail: media.info@ehime-np.co.jp TEL: 089 (935) 2253

愛媛新聞社